

脱毛行為や準医療行為と思われる行為を行っている施設を厳重に処罰してほしい。
①美容師と同様の教育と資格制度の充実（免許制にする）レーザーの使用禁止。誤解をまねく呼び方（フォトフェイシャルなど）の使用禁止。②異常を訴えられた時に、直ちに医療機関を紹介する。③医療機関側もエステティックサロンをむやみに批判することなく、中立の立場から、治療を行い、紹介されやすい関係を日ごろから築く。
エステティシャンの知識不足が目立つ。免許制度にすればよいです。
エステティックサロンで行える施術の境界を明瞭にする必要があると思われます。
健康被害の実態があれば、法規制を強化してほしいと思います。
医師のみが施行できるようにすれば、確実に防止できると思う。
スタッフへの教育が重要と思います。清潔・不潔の区別、化粧品及び機器の充分な理解、過剰な効果を抱かせないように施術による効果を理解し、施術者も体得しておく等。
人体に対して熱傷や強い接触皮膚炎をおこし、被害を与える可能性のある手技（機器を含む）は、準医療行為として医師または医師の監督下に施術する（技術水準の確保と安全性の確保）ことが望ましいと思われます。
人の肌を扱う、または疾患部位も（にきびやシミ取り等）行っているのであれば、国家資格を設ける必要があると思います。
エステにおける脱毛・フォトフェイシャル（光治療）は、出力が低くとも皮フもしくは毛根にダメージを与えるため、違法行為として扱うべきと考えます。
green nail の患者が増加しています。ネイルサロンへの教育を強化してほしいと考えます。
責任ということを、客も施術者もしっかりと認識することだと思います。客のニーズがあればこそ、施術を請負っているのですから、過剰（過分）なニーズに安易に応えようとしたことで、健康被害が生じたという図式を客も施術者も肝に命じることです。受けた被害を医療機関に相談された場合、交通事故等と同じく、一般の健康保険（=公的資金）を使うのではなく、相応の損保等で補てんするシステムが必要ではないでしょうか。ペナルティがあれば、無謀な施術や低能力者による施術は減ると考えられます。
エステでは、皮膚のバリアーを障害するような施術が多いと思われる。例えば、マッサージでもやり過ぎによる物理的侵襲が皮膚に生じると障害が与えられるので、やはり皮膚科医が皮膚の状態をみて、行う事が必要なので、エステでは、シミ取り、シワ取り、美白、脱毛等、やるべきではないと思います。
法令によりきちんとサロンを制定し、被害の拡大を防ぐべきだと思う。
エステティックサロン内のスタッフ教育が最重要かと思います。健康被害が発生した場合は、適切な医療機関への紹介を速やかに行う必要性を認識してもらうように。

エステティシャンは、皮フ科医ではありません。皮フ科の専門的な知識もなければ、化粧品の成分についての薬理学的な作用についての知識もありません。誤ったお手入れや指導で洗いすぎ、こすりすぎによって皮フのバリアー機能を障害してしまっていることもあります。皮フ科学会がメディアを使って啓蒙するとか、エステティック業界に注意警告するとか、指導を受けるようなシステムを構築するなど、何か策を講じる必要があると思いますが、そのようなところを選んで行く人にも責任はあるでしょう。今時は何でもネットで調べるので、インターネットでそのような知識や情報を提供すれば、効果があると思います。

理髪店などは、どのようになっているのでしょうか。エステ業界にも明確なルールを作るべきだと思います。

美容皮フ科勤務歴ありの看護師単独による医療行為もあると思われます。使用機の調査、薬剤の流通経路の調査も必要かと思います。

違和感があったら、すぐにその化粧品使用の中止を徹底させると良いと思います。

医師法にのっとり処罰を厳重化する。そうしない限りエステ業界も本気で改善しようがないのでは？

施術前に医師の診察を受けさせ、施術可能か否かの判断を得ることを義務化するなどが必要なのでは。

厚労省による規制が必要です。野放しにしたため、今さらなのでしょうが、是非規制してほしいと考えます。

最低限、アレルギー、心疾患（特にペースメーカーの使用）などの問診が必要。初めにQ&A形式で聞かれているようですが、追記が必要と考えます。

エステティシャンの多くは、炎症、熱傷、色素沈着などの発生する状況の把握に乏しい印象をうけます。（過去経験上）効果がないと感じると濃度、パワーをあげるという傾向もある様に感じます。また、指導者も経験自己流の方が指導している傾向がある様に思います。機器、施術の基本的講習、教育の徹底が必要だと思います。医師常駐の併設クリニックがある場合もありますが、予防にこしたことではないと思います。（いずれにせよ営利目的の先行があるのなら）

施術前の説明をしっかりしていただきたり、その前提としてエステティシャンの教育の充実をはかることが求められると思います。

光機器による治療（レーザーIPL etc）は、エステでは行ないような法的規制がなければ、防止は難しいように思います。

全貌を把握することが対策の第一歩と考えます。正確な情報を収集するためには、学会の協力が不可欠と思われます。

今までのところ重篤な健康被害の症例経験はありませんが、患者様からエステでレーザー脱毛をするにあたり、“色素沈着をきたす内服薬を処方されているかどうか” エステサロンより聞いてくるように言われた、との経験がしばしばあります。レーザー脱毛の種類等を明らかにした上で質問なら受け付けますと答えておりますが・・・皮膚科専門医との連携が密に必要と考えております。

ロドデノールの件と同様に、第3者、メディアからの指摘があつて、初めて被害に気付くことがあります。アンケートの集計結果や症例の詳しい内容は、メディアに公表したほうが良いと思います。質のよい店（施術に感作されやすいものを使用していない、パッチテストを数例におこなって確認されている等、基準を設けて、その基準をクリアできている）は、学会が優良店として認定していくのはいかがでしょう。

医療資格のない人が侵襲的な行為をしなければいい。リラクゼーション分野のみ取り扱うようにすればいい。医師でも同様の事が言えると思いますが、苦情がでるというのは、その人の態度や言葉、しぐさに腹がたったときにでてくるもので・・・エステティシャンの方が医師よりも優しく、丁寧に接すると思いますが、施術前の説明をしっかりとできるようにしておけばいいかと思います。

現在エステティックサロンで、どのような化粧品や薬液が使用されているのか、そして現場での具体的な手技内容ができるだけ詳細に把握し、その中で直接的な健康被害の報告やその関連性が強く疑われるものについては、今後広く注意を呼びかけることが望ましいと思います。

現職ではありませんが、前職のころに熱傷患者さん2名（脱毛とシミ取りでレーザーあるいはIPL）の経験があります。お1人はエステを訴え訴訟となりました。お1人はエステ側が治療費を支払うことで約一年間熱傷後の色素沈着に対してビタミンCイオン導入を行い略治しました。いずれも患者さんの熱い、痛いの訴えを聞き流して、施術完了されました。エステティシャンに対する教育がしっかりなされていれば防げたと思います。エステティシャンも国家資格とまでは言いませんが、何らかの統一されてた資格を与え、施術可能な手技等を規定することが最も大切だと思います。

ある程度規制を設けても良いのでは。レーザー（脱毛）施術者の資格。まゆ、まつ毛等の施術に対する安全性の確保。エステシャンの健康チェック。（Tb、手指のVV他）

一般の人の知識が乏しく、被害にあいやといいと考えるので、もっと皮フ科学会がきちんと医療行為等の区別を提示した方がいいと思います。

施術の前に何を使用するのか、医療機器が信用のおけるものなのかを明らかにする。定期的にサロンの立ち入り検査を実施する。

エステティックサロンについても、他の法的な規制のある業種と同様に、国家資格や施設認定などの制度が必要。規制がないため、広告や使用機器、使用化粧品など、すべてにおいて問題点を調べる方法もない。

法律に基づく、施術を行うよう指導する事。エステティシャンの資格を国家資格等レベルアップすること等。

エステティックサロンでは、医療法違反事例が見うけられますので、学会として、指導指針を定めるのは良いかもしれません。同様にフットケアの施術施設や接骨院で鶴眼処置を施行しているところはあります。こちらも指導していく必要があるかもしれません。

厚生労働省が消費者に通産省に気がねをせず、安全をしっかりと明示すること。マスコミも、違法な広告を出させないようにすること。真実を報道させること。糖尿病の針さしホルダーで、大騒ぎをした厚生労働省、なぜ、エステの針刺しを見のがすのですか。アートメイクでケロイドになる。アートメイクでC型肝炎に感染。針脱毛にて、ケロイドになる。(TBCなど針を使っている)まつ毛パーマ、まつ毛エクステで、痒み、腫脹。脱毛で火傷(レーザー脱毛)。エステの針脱毛は、皮膚表面まで火傷させる→当院は、皮膚表面は火傷させないやり方、異なる。スキンダッギングを電気燃焼して、跡が残る。ほくろを取って、ケロイドやへこみを引き起こす。エステでは、脱毛にならない。(毛が減らない)針を刺すこと(針脱毛、アートメイク)、血液がつくこと、スキンダッギング、ホクロ取り→悪性の問題もあると思う(かみそり、電気メス、漢方エステ→傷口からみて、かなりの劇薬をぬっている)、いぼとり、レーザー、ケミカルピーリング、腸洗浄、本来、エステでは、やっていけないはずなのに、どうしてこんなにおおっぴらにやられるのでしょうか。広告規制もすべきです。(マスコミもいけない)ホテルの一室に人を集めて、医療行為をしているケースもあります。

エステティックサロンで使用できる薬剤や、医療機器については、制限を設けるべきだと思います。エステサロンでの施術者にも学会参加などしていただき、情報を共有すべきと考えます。

医師の管理が必要。

どこまでがエステティックサロンで可能であるかなどをしっかりと国が示す必要があると考えます。

軽度の被害の場合、患者さんが医療機関を受診しないことが多いと推測され、対策をとるのは難しいと思います。早めに医療機関を受診するように、啓蒙活動を行うのは大切ではないでしょうか。

エステティックサロンにおける健康被害があるという事実を知らない人が多いと思いますので、その広報が必要ではないでしょうか

被害の多い施術については、サロンでの施行を禁止する。

エステティックサロンが顧問医師を雇用すればいい。

近医との連携が必要だと思う。

所属機関ではなく、他の非常勤の機関（2012年6月ごろ）では、1人経験があります。25～6才、女性でエステサロンによるフラッシュランプ脱毛による熱傷で部位は下腿です。外用薬による保存的治療にて、改善しました。（約2週間）下腿の脱毛はトラブルを起こしやすいので、エステで従事している方々にもアナウンスする必要があると思いました。

患者への啓蒙。医師による美容診療の拡大。

資格をしっかりと確立することと、業者（施術者及び経営者）の罰則、場合によっては販売者の罰則が必要。

フォトフェイシャルや脱毛機器については、もう少し役所（or 法律）などで、きちんと取り締まってほしいです。グレイゾーンで行われているものが多いように思います。

医療行為にあたるものまで、エステでしている。ケミカルピーリング、面皰圧子処置、レーザー治療等、行政に強く監視、指導を要請していくべきだと思う。

医療行為での区別がはっきりせず、患者側にもエステと医療機関で受けるべき治療の違いがあることの認識不足があると思います。エステ施行側のみではなく、両者への啓蒙が必要と思われます。

エステティシャンを指導する機関の強化。

医療機関とエステにおける使用している機器の違いをはっきりと啓蒙する。被害にあつたときは、なぜこのようなことが起きたのかをエステ側に説明させ、適切な医療機関で紹介をするよう指導が必要。

ホクロ、シミ、脱毛（永久）等、不可逆的な変化をもたらすような施術は避けてもらう。（被害防止に）施術に必要な最低限の知識は身つけてもらうような試験制度を導入する。

エステで可能な出力の設定を決めて、患者、お客様に明らかに違いを提示して、選択していただく。

被害が生じたら、皮フ科医院への受診をすすめる。

エステ店員への美容皮フ科教育。エステ会社の安全基準確立（施術のガイドライン）とその遵守の徹底。病的肌への施術の禁止。

雑誌、TVなどのメディアで健康被害について伝えるのが一番だと思います。その他、施術前に患者さんが詳しく説明を受けるようなシステムをつくる。その時に施術後の注意事項など説明をうけると、少しは予防になるのではないかと思います。また、エステティックサロンの施術を行う側の教育も必要だと思うので、セミナー受講や資格制度をつくってはどうでしょうか。

使用機のスペック、使用法につき、届出を義務づける。また、使用状況の報告書を年1回提出させる。

エステで健康被害を生じる可能性のあることを広く周知できるようにする。エステティックの資格を国家資格にする。

エステサロンでどの程度、ケミカルピーリングや光治療器、脱毛器を使っているのかがわからないので、そのあたりの調査が必要なのではないでしょうか。
基本的に禁止。
絶対にかぶれない、というものはないことを認識していただき、少ないがリスクはあることを納得してから、施術を受けて欲しい。
健康被害の集計と公表が大切と存じます。
一般の方、特にエステでの施術を希望している方に実態を知っていただくほうが良いと思います。
エステティックの養成講座を今後も開催します。資格（公的）の確立。
すみやかな情報の公開と共有で被害の拡大を防止する。このような研究を通して、トラブルが減少すればと思います。
使用機器、手技における一定の制限が必要かと思われます。
教育を十分に行うことができないのであれば、法的に規制する。
施術者に定期的講習を義務づけるなどの方策はいかがでしょうか。
エステティックサロンでの脱毛は規制すべきだと思います。
「インターネットなどで情報を公開する」などでしょうか。

エステティックサロンにおける健康被害実態調査

Q2 コメント（その他）65件

軽度熱傷（脱毛時）が多いためか、医療機関への受診を取らない症例が多い印象です。機器を使用している限り、被害はなくならないと考えられますが、良い防止策を提案できず、申し訳ありません。対象となるかわかりませんが、以前ネイルサロンを介して感染症（足蜂巣炎、爪周囲炎）がみられてました。フットバスの共有利用が原因と考えております。（抗生素投与で軽快しましたが、原因菌等の詳細な特定はできておりません。）十分な情報提供ができず、申し訳ありませんでした。

特にございません。

ここ1年間ではありません。2症例とも数年前に経験しましたものを記憶のみにて、記入させていただきましたので、あしからずご了承下さいませ。ですから、カルテ番号やお名前もわかりません。

トラブルがおきた時に、ごまかしたり、隠したりするケースがまだまだあるようです。

症例1は、以前の症例なので、明確なことは覚えていませんが、エステで脱毛時に熱傷（水泡）し、当クリニックを受診。後日、保険会社から「患者が数十万円の慰謝料を請求しているが、エステは『この器械では絶対に熱傷は起こさない』と言っている。患者の状態はどうか？」との電話があった。当時、私はエステの器械については、知識不足だった（今も十分ではないが）ので、「器械のことは分からぬ」と返答した。その後、どうなったかは不明。約1か月前に、エステから「男性のひげの脱毛をしたら、ヤケドをおこした。治療してもらえないか。」との電話があった。もちろん断った。エステは、自分で責任がとれないような行為をするな。エステが、患者に専用の用紙（脱毛をしてもいい旨の診断書）を持たせて、「エステで『医師がこの用紙にサインして下されば、脱毛できます』と言われてきました。サインして下さい。」と言ってくる患者がいる。もちろん、私は断っている。「エステは、お金だけは貰い、責任は医師に押し付ける」ことで、このような依頼に乗せられないように、注意が必要です。実は、私も10数年前に、1例だけサインをしました。後で考えて、実に後味が悪く、また、患者にトラブルが発生した場合は、私はエステ側の証人になるのかと、初めて自分の愚かさに気が付きました。

眉やアイライン等のアートメイクを、医師免許のないものが、まだまだ施行しているのは問題である。

エステティックサロンはリラクゼーション目的で行う施術は良いと思うのですが、治療効果をうたった施術を行うのは問題と思われます。被害にあった患者さんの中には、エステを医療機関と信じ込んでいたケースもあり（ドクターサポートと書いてあった）まざらわしいです。当院は秋田県にございますが、被害を訴えず泣き寝入りするケースが多いと思います。今回掲示させていただいた5例は一部であります。

<p>脱毛をして、脱毛できていないとか、脱毛後毛のう炎をおこして、色素沈着したという方が来られたりしますが、クリニックで再度何がおこったかを推定して、お話することがままあります。ジェルネイルをされて、爪がボロボロになる方が多い気がします。</p> <p>エステだけでなく、医者がいなくても施術されているところが多い。（医者の名前はあるが、実際には1回/週～月医者が通っている）</p>
<p>エステでの効果をあげる為か、出力を強くしているところがあるように感じます。</p>
<p>光脱毛をするにあたり、病院で許可をとってから行うような、責任転嫁なことはやめてほしい。根拠のない、ニキビに対するマッサージやクリーム。</p>
<p>健康障害が少数の方に発生するのは、やむをえない部分もあるだろうが、やはり医療機関と違いインフォームドコンセントはあまりしっかりととなされておらず、患者が怒っているケースが多く、困る。</p>
<p>2～3年前までは、脱毛後の色素沈着とか、結婚式前のマッサージとかでの接触皮膚炎とかありましたが、最近はみかけなくなっています。</p>
<p>美容皮フ科診療も行っている為美容相談を受けると、広告ではのっていない施術や商品や医療機関でないと取り扱えないようなボトックス、永久（脱毛）減毛などが使われていて、患者様を惑わせている様に思います。</p>
<p>症例1は、器具があたっている所に灼熱感があり、施術の時に声かけもなく、つづけて施術をつづけた事、また、知り合いのため、サービスで長時間あてたことが原因でした。施術の際の異常に気付くのが遅いのと、安易に長く施術する事に問題を感じました。他にも、すすめられた化粧品を使ってかぶれているのに、「今、よい反応が出てる」と話され、使い続けた方もいました。（カルテ、名前わからず、症例には挙げていません）</p>
<p>効果を出そうと、やりすぎてしまいトラブルになるケースが多いと思う。レーザーはエステでは扱えないが、患者さんいわく、レーザー脱毛をしたという事が時々あり、レーザーによる熱傷か、他の美容機器による熱傷か不明なことがある。最近は、まつ毛エクステのグルーによる接触性皮フ炎が増加傾向。</p>
<p>中途半端な効力のレーザー機器、成分のよくわからないキャリア・オイル等を使用した施術、中途半端なケミカルピーリングによるトラブル（患者は医療機器と同様の効果を期待している）が多い印象です。中途半端な施術はやめてほしいです。最初からやらないでほしいです。</p>
<p>クリニックでおこなわれるような施術は、正確な診断が必要なので、おこなわれない方がよいと思う。</p>
<p>侵襲の強い施術でなくとも、オイルマッサージで使用したオイルによるかぶれなどは、使用してみて合わなかったと分かり、あらかじめ予防することは、難しいかと思います。被害が出た際には、速やかに皮膚科など専門の医療機関を受診するよう徹底するくらいかと思います。</p>

タウン誌の広告等で、レーザーで取れたシミですとコットン等に黒色色素を付着させた写真を掲載しているサロンをみかけます。こういった明らかにインチキなサロンには、何とかしてひっかからぬ様にしてあげられたら良いと思うのですが・・・。

どの症例も、「あなたの皮膚が弱かった」「陽に当たったせいだ」と言いくるめられてしまう。エステ内で、責任のがれの接客マニュアルが、徹底されているように思う。

1) よく分らないレーザーにより、シミが治らない、または悪化した例（レーザー使用は医師法違反なのでは？2) ピーリングにて、顔全体が赤みを生じた。ピーリングはエステで行ってよいのでしょうか？3) しわ取りのため、ピーリングを施行しようとしたエステがあったので、厳重抗議して、止めさせたことあり。4) 得体のしないシミ専門店があり、何を使用しているのかわかりません。（以上、全て茅ヶ崎市内のエステサロンの実情です）

使用される化粧品や機器の安全性が不明です。被害者は病院に来られても、エステサロンにクレームをつける方があまりおられず、もう行きたくないと言われる方が多いです。そのため原因検索のためのパッチテストなども進めにくい傾向があります。

エステシャンとよばれる方々のお話をうかがうと、自社製品化粧品販売のノルマがきつくて、施術中のセールストークに必死だというお話がありました。皮膚や機器取扱いについての教育がどれだけなされているか心配なところです。車内や雑誌の広告、インターネット広告も過剰な傾向にあるように思います。消費者は正しい判断がしづらいかと思います。

施術内容の表示・義務等、実状がわかるものがないとはじまらないと思います。

同じトラブルでもエステや美容外科だとトラブルにはならないが、皮フ科でおこるとトラブルになるのはなぜでしょう。

年間 600 件以上あるように思います。何か出来ることがあればご協力させていただきます。

H25.11月1日から11月中旬までの期間には、エステによる皮膚障害の患者は来院されておりません。ただ過去には、恐らく 7~8 件/年。光脱毛やしみとり（ピーリング等）、アロマエステ（ボディエステ）、エステピーリング（顔、頸首）等で、来院されておられるように思います。しかし、はつきりとカルテを捜す事が、できません。一応、ご参考までに報告させていただきます。

防止策ではないかもしれません、どんな施術でのトラブルが多いのか情報があった方が、内診で check しやすいと思います。

美容皮フ科などで診療の際は、「エステでシミ取りをしたが、取れなかつた」とおっしゃる患者さんがたまにいらっしゃいます。エステティックサロンで、「シミ取り」をうたうのは、誇大広告ではないでしょうか。

脱毛レーザーを許可する書類を皮フ科で書いてもらって来るように言われる患者さんを2~3 例、経験しています。もちろん書類に署名はしませんでしたが。

地方（田舎）ですので、エステサロン自体も都会と比べると件数が少ないことも、被害件数が少ない理由ではないかと考えます。
同一機器を医療と美容の両者に販売することに問題がある。
大学病院より、一般病院、開業医に多いと考えます。
エステティックサロンでの行為は紹介状で問合せできないので、被害があったとして、患者が受診しても、どういう状態で、そのような障害が生じたのかわかりかねる点が問題である。
まだ美容部門は開院したばかりで症例が少ないので、何とも言えない。施術を担当する人を変えないようにしている。
特にありません。
エステで使用するものが、どのようなものか現状を知らないので、こうしたらよいというはっきりした事を言う事はできません。（行ったこともないので）エステで行う事ができる範囲をはっきりと明示したほうがよいとは思います。脱毛にしても、エステでは光脱毛をしているようですが、どの程度の出力のものなのか、私は知りません。
今回の調査ありがとうございます。エステティックサロンでは、危険を伴う薬剤及び処置を取り扱わないようにするなどの対策が必要になってくるかと思われます。まずは、原因の究明、どうぞ宜しくお願ひ致します。
エステだけではなく、婦人科や整形外科でも類似の施術があると聞いています。皮フ科で美容を独占するつもりはないですが、皮膚の状態や組織に充分知識のない機関での施術もいづれ問題が生じるのでは・・・。
特になし
昔、エステティックサロンでの健康被害として、脱毛処置でのやけどとして、2~3人受診されました。現在は、受診しておられませんが、エステティックサロンでは施術代にて、利益を出し、何かあれば保険診察で皮膚科クリニックに後始末を押し付けてきて、迷惑です。（保険診察の窓口費用のみ患者さんの分をエステサロンが負担しているようです）
マッサージ等、接触を伴う行為はあん摩師等、国家資格者が基本であり、エステにおいて許される行為を明確化すべきでは？（例えば顔のみで、首～肩は禁止等）私自身エステ？マッサージの足裏への施術で半年ほど足裏の痛みが残りました。
具体的な意見は特にありません。
危険を伴わないことであれば、禁止することもないとは思いますが、皮フの知識がないと、アクシデント対応が無理と判断されることについては、禁止したほうがみんなのためではないかと、漠然と考えております。すみません、あいまいでした。
小生の医院には、1人も来ません。申し訳ありません。
具体的な報告などもこれまでなかったので、大変興味深いテーマだと思います。
特にありません。

最近付近のスポーツクラブでもエステと類似の行為をしているところがあると聞きました。（どうやらエステシャンが出向しているらしい）今後このようなところからも類似の健康被害が出てくる可能性がありますので、注意が必要です。

特にありません。

施術者が接触じんま疹を発症した例があります。25才女性。まつげエクステンションサロンで働いている方でした。接着剤を変えてから、サロン内に入ると呼吸苦、手の痺れが出現していました。仕事先を変えることで、改善策を得ました。エステティックサロンにおける健康被害は、軽度のものが多く報告例は少ないですが、実際には多いと考えます。現状を把握する必要性を我々も認識していますので、出来る限りご協力させていただきます。

年間600件とは驚きましたが、受診される方は少ないのでしょうか。

教育をしっかり実施している法人と問題のある一部個人（会社）が混在しているように思います。

受診はしておられませんが、エステ瘦身の機器で腹部の皮膚にケロイド形成されている方がいました。

青森は「田舎」なので、そのような施設はあまりありません。

特にありません。

特になし

実患者からの声ではないが、かなり契約に際しては脅迫めいて、被害にあっても訴追出来ないと言われた方がいた、という話の話を聞きました。真偽はわかりません。

ピーリングや脱毛、シミレーザーなども一部のエステにて行われているようですが、医療機関で行うものとどのように異なり、患者さんにどう説明したらよいか教えていただけます。

エステティックサロンによる健康被害に、どのようなものがあるか知識がないので、（エステにどんなメニューがあるのか）知りたいです。

今回のようなご研究がまず非常に重要なことと存じます。私は、健康被害を受けられた方を診察させていただいたことがなく、申し訳ございませんが、今後、聞き取りに努めたいと思いました。どうぞ学会で情報をお知らせくださいますようお願い申し上げます。

エステのフォト治療で、かなり神経質にシミが濃くなったと言われる方はおられました。診察してもよく分らない程度だったので、そのままにしました。心配しそうの方も多いのではないかと思いました。

乳房が大きくなるというクリームを購入し、外用しているという患者さんと出会ったことがあります。驚きました。実質的な健康被害はありませんでしたが、効果が怪しいクリームを長期にわたり購入し、使用している人もいて、しかも、プラセボ効果もある程度はあるようです。

今のところ目だった被害はない。エステティックサロンの定義がよくわからないので、何ともいえません。

当院の紹介患者には相当数の同健康被害者は含まれているとは言えず、他の医療機関に行っているのだと思います。本旨とは異なりますが、ニキビ治療で competitive になることがあります。

